■県政運営

県民クラブ・公明を代表致しまして質問を致します。
まず、知事の目指す県政運営について伺います。
去る 8 月 8 日執行されました知事選挙は、県内はもとより全国的にも注目をされる中、阿部知事におかれましては 9 月 1 日ご就任されましたことに祝意を申し上げる次第であります。
知事は当選後、77 市町村をすべて精力的に廻られ、若さと行動力を示されたものと思うわけでありますが、一方では選挙戦で激戦となった要因の一つに前県政の市町村との良好な関係を維持し発展させて欲しいとの県民の思いが含まれており、早速行動に移されたのかとも思うわけであります。
阿部守一基本政策集、いわゆるマニフェストを見させて頂きました。
その中で県政を刷新し、県民主権を実現していくとの方針を出されていますが、知事はどのような手法でどのような将来の長野県を目指していきたいのか、その目標と県民主権の実現についてまずお伺いを致します。
市町村との関係について、県民の視点で最適な役割分担となるよう、市町村と充分協議を行いながら、市町村や広域連合への権限移譲や、事務の共同処理化を進めるなど、信州独自の自治のあり方を検討していくとの考え方が示されています。
また、長野県は全国一多い 35 の村があり、自立を選択した小規模な町も多くある中で、県はこうした市町村との関係や支援について、今後どのように考えておられるか、また基本的市町村との関係についても県民にわかりやすく知事に説明をいただきたいと思います。
次に副知事二名体制について伺います。
前村井県政から二名体制となり、多様な県政運営に直接的に事業を分担し進めて来ましたが、阿部知事の副知事二名体制についてはどのような役割分担ですすめられ、その目的と効果についてどのように期待されるか伺います。
次に職員との関係についてお伺いを致します。
職員は与えられた職場の範囲においてその能力を最大限に発揮し、いつも変化している情勢に、県民の目線から新しい発想を提案し、自由な立場からお互いが議論し合える職場環境を創出していくことが理事者に求められていると思いますが、職員と理事者特に知事の考える責任感とやる気の出る職場環境についてどのように考え、具体的にどのような手法で進められるかお伺いを致します。
知事は公約の中で、多様化する社会に対応するためには、それにふさわしい職員が必要であり、画一化された価値観を捨て、多様でやる気のある職員を採用していくとの方針を示されていますが、この考え方の中には、任期付き職員の採用も視野に入れての公約であるのか、採用するとすればどのような職種で何名位を予定されているか、知事の見解についてお伺いを致します。

次に中期総合計画について伺います。
５年計画の３年目を迎えていますが、平成21年度の主要施策等評価結果が公表されました。この評価は県による自己評価により実施された結果について総合計画審議会の意見を求めた上で確定されたものでありますが、この評価結果について率直な知事の見解を伺いたいと思います。
また、中期総合計画については、選挙戦ではほとんど議論されなかったわけでありますが、長野県の目指す方向を示した５カ年計画でありますが、改革を掲げ県政を刷新すると言っておられました知事は、中期総合計画について見直しも視野に入れておられるか、その構想についてもお伺いを致します。
また、一人当たり県民所得全国レベルへの挑戦では、平成16年度県民一人当たり所得は273万3.000円で、全国20位であったものが、平成19年度では、280万8.000円で全国22位に落ち込み、国民所得との差はマイナス12万6.000円に拡大しています。このように県内の一人当たり所得向上について、知事は公約でも県内産業・経済の発展、振興を掲げていますが、どのようにして県民所得の向上を図っていかれるのか、具体的対策を合わせてお伺いを致します。
次に、知事はマニフェストとして公約を出されていますが、マニフェストは県民との約束事として実行されるか、または国政の政権党のように財源を生み出す根本の考え方まで見直し、消費税論議にまで発展していますが、そのように公約の基本まで見直してもやむをえないのか、マニフェストについて知事のご見解を伺いたいと思います。
次に主要施策策定のための「当事者の県政参加」についてお伺いを致します。
知事は基本政策集において、「県政を県民のものとするためには、職員が机上で考え、決めたことを実行していてもだめで、血の通った実効性のある施策を策定するためには、当事者が施策の立案の過程から参画していく必要がある。」と言っています。
そして、主要施策の策定に当たっては当事者の参画を求めるため、当事者政策会議（女性会議、障がい者会議、外国籍県民会議）を設置し、県政への直接参加の機会を拡大するとしています。
政策立案に当たって県民の声を直接聞く手法は、私は特別のことではなく、いまや行政のスタンダードだと思います。
例えば長野県中期総合計画の策定に当たっても、地域懇談会、県的団体との懇談会、車座集会、ホームページやはがきによる提言募集、パブリックコメントなど、多角的に提言・意見をいただいて策定して来たわけであります。
知事は「当事者政策会議」を提唱しているわけでありますが、これまでの手法では足りなかった点や相違点は何か、また、多様な個人の意見と団体組織の意見が必ずしも同じ方向を向いていない場合がありますが、その場合どのようにして意見の調和を図っていかれるかなど、運営の具体的イメージを知事に伺いたいと思います。
次に「新しい信州を築くための条例の制定」について伺います。

知事は基本政策集において、「自治体において最も大切なことは、議会の議決を経て条例という形で定められる」とし、政治の主な仕事は、予算の配分と社会のルールを決める事であり、今後の信州のあるべき社会ルールを県民と一緒に考え、作り上げることにより、共通認識に立つことが出来、協働で施策を推進していくために少なくとも任期中４つの条例を制定し、新しい信州を築いて行きたいと言っておられます。
そして４つの条例とは、中小企業振興条例、子どもの権利条例、障がいのある人もない人もともに安心して暮らせる条例、市民活動支援条例であります。
これらの条例が関わる分野は、産業振興、福祉、行政と市民の協働による地域づくりなど、まさに県民・関係者を巻き込んで政策を展開していかなければならない、いわゆる地道で息の長い取り組みが求められる分野であると思うわけであります。条例という手法のみで一朝一夕に成果が現れるとは考えにくいと私は思います。
長野県には、青少年健全育成のように、条例によらずに県民運動として取り組んでいる現実もあります。
そこで、阿部知事は条例という政策手法を県づくりにどのように活かそうとしているのか、そのねらいと条例に寄せる思いを伺いたいと思います。
また、これらの条例の目指すところと効果、具体的取り組みについてもお伺いを致します。
また現在設置されている条例について今日的視点、県民の立場に立って定期的に見直すルールをつくるとしていますが、その考え方についても合わせてお伺いを致します。
田中知事の時代に条例で定められている審議会がありながら、審議内容はほぼ同じである別の審議会を設置し、その委員に自分の考えに近い委員を委嘱し、その審議会の答申によって新たな事業を進めて来た経過は知事もご存じのことと思いますが、議会議決を必要とする条例に基づいて設置した審議会委員の選任は、県民の総意を代表する様々な立場から選出されるべきもので、知事の意図的私見の入った委員の選出であってはならないと思いますが、知事にその見解を賜りたいと思います。
次に平成 23 年度の予算編成方針についてお伺いを致します。
阿部知事の最初となる通年予算であります平成 23 年度当初予算の編成方針について、財政の基本的考え方も含めて、知事にお伺いを致します。

■信州型事業仕分け

次に、信州型事業仕分けについて伺います。
既に前者の質問で明らかになった部分もありますが、重複を避けて質問を致します。
まず、県は中期総合計画に掲げた 127 項目の数値目標の達成状況から主要施策ごとの進み具合を検証する「政策評価」制度を取り入れているわけでありますが、この評価制度との整合性をどのようにとられるか知事に伺います。

また、中期総合計画の数値目標を達成するための各種事業が事業仕分けとなる場合には、総合計画の見直し又は数値目標を新たに設けることなどが想定されるわけでありますが、どのように考えておられるか伺います。
知事は、今回は実際に県の行財政改革に生かすのが前提であり、仕分けの結果を国の制度改革や、市町村との役割分担の見直しへと結びつけたいとの考えを示しているわけでありますが、財源と事業について事業仕分けで市町村となった場合には、財源もきちんと担保することが重要であり、しかも当該年度以降についても同様となるなどの、説明責任と市町村が納得出来る対応が必要であると思うわけであります。
知事のご見解をお伺い致します。
仕分け人は県民から公募するのが実現出来るかは別として、無作為抽出という形が取れればいいと記者会見で述べていますが、中長期的な視野や事業効果だけではなく、事業実施までに至った地域の同意づくりなど、二次的に今後に及ぼす影響まで理解出来た人が当たるべきで、無作為や公募による県内の仕分け人では課題が大きく残るのではないかと思いますが、知事のご認識をお伺い致します。
事業仕分けは平成 23 年度予算編成から行っていきたいとの表明をしていますが、従来の当初予算の編成過程では、11 月には各部局において予算編成方針・政策評価結果をふまえて市町村や県民からの要望を聞き予算要求書を提出し、各部局と財政担当者との折衝を重ね、12 月当初予算の要求概要・見直し事業を公表し、1 月中旬までパブリックコメントを県民・市町村からいただき市長会・町村会へ概要の説明をし、財政課長査定・総務部長査定を経て 1 月中旬には予算原案の調整をし、1 月下旬から 2 月上旬にかけて知事査定を行い、予算案が決定されることとなっているわけでありますが、どの時点で信州型事業仕分けが行われ、どの過程において修正されて予算案が決定されるのかその編成過程について知事に伺います。
私たち県民クラブ公明は、9 月 18 日から三日間開催されました広島県の事業仕分けについて視察をしてまいりました。
対象となった事業は 101 事業で、各部局と特別会計、基金についてもこの事業に含まれていますが、この 101 事業を三日間三班に分かれ、一つの班毎に仕分け人は 7 人で、その内、構想日本から三人と、県民委員は 4 人で、その内一人は公募により他の三人は学識経験者で、県内の企業や団体に属している皆さんでありましたが、県民委員 4 人の選考基準がはっきりしていないわけでありますが、この 7 人のうち、3 人の構想日本の一人がコーディネーターとなり進行役を務め、コーディネーターも質問や意見も出していましたが、他の 6 人で質問や意見を延べ合い、最終的には国・広域が行うべき事業・市町村が行うべき事業・不要又は県が行う事業も現行どおり・要改善などにわかれ、挙手により決定され、同数の場合はコーディネーターの判断によって決めていました。事業仕分け予算は 800 万円でありました。
視察した中で長野県としてはどのようにされるかなど疑問な点について伺います。

一点目、仕分け人の選考基準はどのようになり、誰が決めるか、また一事業当たり何人の仕分け人が当たるかまた、予算はどの位とみているか
二点目、仕分けされた事業について、議会側のチェックや監査委員の指摘など、どのように整合させて最終的な決定はどのようになるか
三点目、広島県のように構想日本の協力を得て、仕分け人に何人かを入れる考えでいるか
四点目、事業仕分けにより市町村や広域、国などで実施した方が効率的に運用出来ることとなった場合、その事業に関わる事業費の削減だけでなく、事業量に合わせた人件費がどの位削減出来たかが事業仕分けの結果的成果につながるものと思うがどうか
五点目、知事の目指している信州型事業仕分けとは、国や広島県などで実施している事業仕分けとどこがどのように違うのか、その内容について、以上五点知事にお伺いを致します。

■本県経済の再生と県財政について

次に、本県経済の再生と県財政について
まず長野県の財政運営についてお伺いを致します。
未だに地方経済は再生の見通しが見えず、第２次の景気低迷の底を打っていると言っても過言ではありません。
特に、本県は中小零細企業が多く、下請け企業が多い中、企業の財務が悪く、全国赤字法人ランキングでは全国２位の 78.2%が赤字企業と言われています。
また、それに加えて、最近の円高、株安要因が加わり、経済の再生に苦慮しているところであります。経済の悪化は、雇用等にも深刻な影響を及ぼしていますが、本県の財政にも深刻な影響を及ぼしています。
本年度の法人税は、リーマンショック以前の実に３分の１であり、県税収入も実に３年前の 600 億円の減少であり、昭和 62 年度並みの水準に据え置いており、引き続き経済状況が不安定であり、県の財政運営は大変な状況が続いているわけであります。
一方、県税の未収金は、昨年度は 68 億 4.900 万円と前年度比２億円の増で、過去最高の額となっております。
県の基金については、平成 21 年度末で 270 億円、22 年度末では 297 億円の予定となっていますが、基金を枯渇させることなく村井県政は努力を積み重ねてきた結果でありますが、今後財政調整基金などの活用等、財政の舵取りが難しいところであります。
本県経済状況の再生と本県の財政の改善は表裏一体であります。
従って、一刻も早い経済の再生が望まれるところであります。
知事は、県の現在の財政状況をどのように把握し、どのような対策を考えているかお伺いを致します。

また、県政全般にわたる施策を 5 年間で計画的に推進するために策定した、中期総合計画は本年度で三年目の道半ばにあるわけでありますが、県の借金は 1 兆 5.600 億円に上り、限られた財源で前県政から引き継ぐ課題と知事の公約とをどのように進められるか、知事は財政の健全化に関して臨時財政対策債も含めた県債残高を縮減していく方針を明言されているわけでありますが、平成 23 年度までとしている県の行財政改革プランの見直し、あるいは新たな視点から策定することについてどのように考えているか、知事にお伺いを致します。
また、平成 22 年度で 800 億円を超える臨時財政対策債を見込んでいる現状からすると、地方財政の枠組みを改める必要があると思うわけでありますが、国に対して強く要望し、その実現の可能性についてどのように考えるか、合わせてお伺いを致します。
また、県内経済について今後の見通し、企業の体質を骨太にするなど、企業の育成が急務の中、今何を企業にのぞまれるか。
また、本県の企業支援をどのように進めていくか、企業誘致等において、知事自身のトップセールスや県内企業育成についても合わせてご所見をお伺いします。
次に財政の健全化の方策の一つに県有財産の適切な管理運営があります。病院事業局や企業局などの企業会計資産や道路・橋梁などを除く土地は 1 万 438ha・建物は 364 万㎡あり台帳価格の評価額は土地で 1.844 億円・建物で 3.808 億円、合計 5.652 億円の県有財産があり、土地・建物の維持・管理にはまた莫大な費用をかけているわけであります。
本県の県有財産の管理・運営は各部局が当たり、その必要性により維持管理をして来ているわけでありますが、平成 24 年度には、従来の建て替えの目安である築後 30 年を経過するものが全体の半数を超えるなど、施設の老朽化が進み、その維持管理は一層増大する状況にあります。これらの膨大な量の県有施設を効率的に管理し、効果的に利活用することは県財政にとって喫緊の課題と思うわけであります。
県有施設に関する管理等の事務はこれまで部局及び施設それぞれ個別に行われており、標準的な管理方法も示されていないことから、非効率的な管理・対症療法的な修繕による施設間格差・核となる施設の情報が共有されないことによる遊休施設の放置等様々な課題が生じて来ています。
私たち県民クラブ・公明は、青森県の全庁的資産管理システムを視察させて頂きました。青森県県有施設利活用方針を策定し、部局横断的な活用・市町村による公益的活用への配慮・積極的な売却・売却困難施設等には、暫定貸付・庁舎等の余裕スペースの貸付けなど、30 項目にわたって規定しているものであります。
平成 21 年度長野県県有財産管理に対し、包括外部監査人からも現状の未利用県有地有効活用事業においては、管財課は各財産管理者からの報告を持って動くこととなっている。
しかし、どのような資産を管財課へ届け出るのかの判断は各財産管理者の判断に委ねられているため充分に活用されていない財産が財産管理者の内部に留っていると指摘を受けています。

県有財産を効率的に利用していくため、部局横断的・全庁的財産管理を司る部署を設置することを知事に提案したいが、どのように考えるか
ご見解を伺いたいと思います。
次に消費税についてお伺いを致します。
景気悪化により限られた財源で、県民の多様化した要望による事業費引き上げは困難な状況にあります。
また、社会保障費は高齢化が益々進展する中で増加する一方であり、歳出面の見直しや無駄の排除だけでは県政運営の抜本的解決にならないなど、地方の財政難の中で消費税引き上げに賛成の都道府県知事は 28 県となっていますが、知事は財源確保と県政運営から消費税引き上げについてどのように考えているか、見解をお伺いします。
次に緊急経済対策について伺います。
外国為替市場の円相場は、一ドル 83 円台を記録するなど、円高の影響は本県の製造業をはじめとする県内企業に、経済の先行きが見えないなど厳しい見方が広がり、県は、このような状況から 9 月 2 日、経済団体関係者等との「円高緊急対策連絡会議」を開催し、追加経済対策などの検討を開始し、今定例会に補正予算を提案しているところでありますが、今回の補正予算の目指す経済効果と雇用創出は、どのように期待されるかお伺いを致します。
また円高対策により、海外生産に重点を移すとした企業は、調査対象 15 社中 8 社に上り、円高に対する想像以上の影響は、県として最小限に影響を食い止めていく施策が必要であると思いますが、短期的対策と中長期的対策について具体的にどのように対応されるかお伺いを致します。
また、長野県の産業を支えて来た製造業は、今後ともに中核的・索引的業種ではありますが、市場の中心が中国へ移る事を前提に、県内産業がどう生きていくのか、あらためて考えなおす必要があります。県内産業の活力を保つには、構造転換が必要なのか、その論議をしっかり県が中心になって進めるべきだとの意見もあります。知事は、経済対策を総合的に審議する「信州経済戦略会議」を設置し、経済界や市町村と共に将来を見据えた長野県の産業経済ビジョンを策定し、経済の活性化を図るとしておりますが、その設置時期も含めて基本的考え方を知事にお伺い致します。
また、地域での商工会議所・商工会の果たしている役割は、ただ単なる商工業の発展のみならず、観光や地域づくりに大きく貢献していると思いますが、知事の五見解と支援についてどのように考えているか伺います。

■農業政策

次に農林業政策について伺います。

まず、農業政策について
農林水産省が今月 7 日に発表した 2010 年農林業センサスの速報値では、農業就業人口が 260 万人と前回調査の 2005 年に比べて 75 万人減少し、この 5 年間の減少率は、22.4%と過去最大の減少となり、農業就業者の平均年齢は 2005 年で 63.2 歳から 65.8 歳となり、初めて 65 歳を超えたとの発表がありました。このような現状から、平成 21 年度の県内農業産出額は 2.625 億円で、前年の平成 20 年度に比べて 89 億円の減少となり、2 年連続の減で平成に入ってからの最低値となり、この産出額は昭和 40 年代末の水準であります。
また、長野県の農業生産額の 75%以上を占めている野菜・果樹・キノコなどの園芸は、3 年連続で前年を下回り、農家所得は 3 年前に比べ 50%台となり、農業の再生産にも大きな影響が出ているわけであります。
1991 年の長野県の農業総生産額は 4.119 億円と過去最高を記録した年でありましたが、昨年は 66%まで減少し、全国平均は 78%となっているもので、長野県の落ち込み率は全国のワーストクラスとなっているわけであります。
このような現状から、長野県の農業の再生についてどのように考えておられるか、知事のご所見をお伺い致します。
長野県農業振興計画の平成 21 年度における各施策の達成状況が公表されました。
数値目標 56 項目についての進捗状況は、30 項目が達成され 26 項目は未達成であります。その内の一つに遊休農地の解消があります。
長野県の遊休農地は全国平均の約 2 倍の 17.5%で、1 万 7.094ha あるわけでありますが、その内市町村の農業委員会が現地を確認し、森林に戻すべきとした面積は 4.175ha、農業農村振興計画で平成 23 年度までに解消するとしている面積は 2.930ha で、この面積を差し引くと 9.989ha となり、この遊休農地の解消計画は今だ立てられておらず、平成 24 年度以後どのように解消されるか、また 2010 年の農業センサスの最終報告の推計では、2005 年以後の遊休農地の増加分ほども解消されていないなどを考え合わせると、1 万 ha 以上が解消計画もないままとなっている現状をどのように解消し農業生産に結びつけていくか、2010 年度農業センサスによる新たな遊休農地が確定したところで、解消計画を立てるべきと思いますが、知事にご見解を伺います。
次に自給率向上対策についてお伺いを致します。
国は自給率 50%を目指し、戸別所得補償制度や転作田有効活用のための麦・大豆などの支援体制の強化や新規需要米など作付け増をねらった補助率のアップなど、総合的に自給率向上対策を掲げているわけでありますが、長野県は自給率 53%であります。農業県として園芸作物が中心のため、カロリーベースからすると自給率は低くなるわけでありますが、国では現在 41%から 50%を目指すとしている中で、長野県の自給率をどうするのか、目標値を定めて遊休農地の解消とともに自給率向上をしていく努力が必要であります。
目標値を定めることについて知事のご所見を伺います。
昔から適地適作と言う言葉がありますが、長野県の気候を生かした作物は、品質や採算性

も高いわけでありますが、しかし、全国平均の２倍近い遊休農地を抱える長野県は、農業県として自給率 53%で良いかと言う事になるわけであります。東北各県はすべて 100%を超えていますし、園芸県であっても 100%を超えている県はあるわけであります。
長野県の食料自給率53%と言う事は食料の47%は国内又は外国産の食料で賄っていると言う事になります。
フードマイレージと言う言葉があります。これは食料の輸入に伴う地球環境への負荷の大きさを測る指標で、食料の量と輸送距離を掛け合わせて算出するものでありますが、食料の生産地が遠いと輸送に伴い排出される二酸化炭素が多くなり、環境に負荷をかけていることになるわけであります。長野県の自給率 53%は、食料の面からも環境に負荷をかけているわけでありますが、どのように感じておられるか、知事に伺います。
具体的に長野県の自給率を高めていく対策の第一は、長野県農産物の消費拡大であります。地産地消と言われていますが、中期総合計画の指標では、学校給食における地場産農産物の利用率を平成 24 年度までに 40%にしたいとの目標がありますが､全国では特に東北では､目標を 50%以上において現在 70%達成と言う学校も出ています。長野県も目標値を高くおき、県内産利用率は 50%以上に定めて学校給食だけでなく家庭からも地産地消の意識を更に高めていく事が重要であります。
地産地消は県内産農産物を効率的な流通体系によって南北に長い本県の気候的標高差を利用した適地適産による農産物の県内消費流通体系を確立する必要があります。
このようなシステム構築についてどのように対応されるか知事に伺います。
また、学校給食の県産農産物の利用率向上についての目標値を修正し、40%から 50%以上とすることについて、知事の見解をお伺い致します。
本県自給率向上対策の二つ目は、全国平均の約２倍もある 1 万 7.094ha の遊休農地をどのように利用するかでありますが、先ほどのべたとおりでありますが、総合的に長野県が遊休農地をどのように利用解消されるか改めて具体的に伺います。
第三は食育であります。
日本型食生活とか、早寝早起き朝ごはんなど、地産地消を通してその重要性が認識されて来ています。
種蒔きから収穫・調理まで実体験をとおしての食農教育は重要で、まさに農業は教育であると考えます。食育はまず自分が栽培に携わる事が必要であります。
埼玉県知事は全小・中学校に農園を確保し、体験農業からの食育を推進しています。
長野県は農業県でありますが、まだ小・中学校に農園のない学校があります。全小中学校に農園を設置することは、遊休農地の多い長野県では容易であります。
このことについて知事のご見解を伺います。
また、県の食育推進を一元化するため、食育推進室の設置が必要であると思うが知事はどのように考えておられるか所見を伺います。
第四は、米の消費拡大対策についてであります。

本年は米の消費の減退や、昨年からの余剰米の増加により、米過剰の状況にあります。
本年産米の仮渡し金が決定されました。1 俵 60 ㎏当たり 1 万 200 円とのことで、前年産より 15%安い 1.800 円下回っているものであります。10 a 当たりにすると 1 万 8.900 円昨年より下回り危機的状況にあります。
そこで、米消費拡大対策は国でも進めているところでありますが、家畜の飼料用や米粉利用など、新規需要米の栽培として転作扱いになっているもので 10 a 当たり 8 万円の作付け補助が出るものであります。この水田からとれた米は、通常の流通価格の 3 分の 1 の単価で販売し、新規需要に利用するためのコストの低減を図っているものであります。この新規需要米を利用して学校給食用パンや麺・パスタなどに利用し米の消費拡大につなげるわけであります。
米粉パンは県内小中学校の 52%が導入していますが、年間平均 4 回となっているものでありますが、児童・生徒からはアンケートによると好評で、食べたくないとした人は一人もなく、年間通しての要望が多く出ています。
ネックとなるのは、原料などコスト面でありましたが、新規需要米を利用し県が一括して県内の小中学校の必要量を把握し、量を確保加工することによってコストは大幅に引き下げられる事が判明してまいりました。
全国では 32 の都府県が学校給食会を通して一元化した流通によって提供しています。県が必要量を把握し学校給食会が一括して製粉し、パン業者に提供するなどのシステムを構築すべきと思うわけでありますが、どのように考えているか、知事と教育長にお伺いを致します。
第五は、農業の 6 次産業化であります。
国は農山漁村の地域資源を生かした新産業の創出や、農林水産物や加工食品の輸出拡大についても力を入れていくとの方向を出しています。
長野県として農商工連携事業や、バイオマス利用の研究など、今以上に環境面からも積極的に成果を上げていくべきと思うが知事の所見を伺います。

■戸別所得補償制度

次に戸別所得補償制度についてお伺いを致します。
本年度の戸別所得補償モデル対策の米の加入申請は終了しているところでありますが、長野県の加入率 68.6%は全国最下位のランクであり、当初計画に対してどのような状況になっているか、また県の転作目標面積に対して本年度は達成される見通しであるか、この点についてまず伺います。
またこの制度では、全国一律の生産費で算定しているため、中山間地や小規模農家に配慮がなされていないわけであります。これを補填する方法として中山間地直接支払い事業と、

農地・水環境保全向上対策事業がありますが、長野県の対象面積に対する加入率は中山間地直接支払い事業が 82.1%、農地・水環境保全向上対策事業は 12.1%と加入率は極端に低下しているものでありますが、今後この二つの事業は、国の方針として恒久的な事業に位置付けたいとの方針も出ているわけであります。
今後この両事業をどのように加入率を高め戸別所得補償制度を補完し一体的制度となることが、安定的に集落が維持され農家所得の安定に結び付くものと思いますが、知事の所見をお伺いします。
また、国は来年度から畑作(麦・ソバ・大豆・菜種)における戸別所得補償制度を打ち出し、一律に概算要求では 10 a 当たり 2 万円収穫量や品質によって加算することとなっています。
日本の大豆の自給率 5%、ソバの自給率 20%でありますが、長野県の農産加工品そば・味噌・漬け物などで県内産の農産物を使用する原料自給率は、全国で最も低いと言われています。
ソバや味噌は長野県の特産として全国に発信しているわけでありますが、県内産の原料の利用率は全国最低と言う事であります。
全国平均の二倍もある長野県の遊休農地は、解消計画もなく、一万 ha が放置されています。
来年度から始まる畑作の戸別所得補償制度により、農産加工品の県内自給率を高めていく事で遊休農地解消を進め、長野県型農業を確立していくべきと思うわけでありますが、どのように考えているか知事に伺います。

■森林・林業政策

次に森林・林業政策についてお伺い致します。
国土の 7 割を占める森林や林業の再生は、循環型社会の再生でもあり、緑と水と環境を守り、持続的な日本社会の再構築にもつながるものと思うものであります。
県林務部は本年度、県内の民有林約 68 万 ha の整備や活用について 10 年間の基本方針となる「森林づくり指針」を見直し、来年度からの新たな指針を策定することとしています。
これは現行の指針が 2005 年度の策定から 5 年経過し、森林や林業の情勢が大きく変わったことにより、前倒しして改定するものでありますが、11 月末を目途に成案をまとめることとなっています。そこで以下の点について知事にお伺いを致します。
一点目、前倒しして改定する森林づくり指針の目指す理念や具体的整備の考え方、産業としての林業のあり方について、どのように指針に規定付けようとされているか
二点目、本年度の国の林業白書では、現在 24%の木材自給率を 10 年後に 50%以上に引き上げる目標を掲げ、価格の低迷が続く日本の木材でありますが、欧州と比べると必ずしも低い水準ではなく、生産性を上げる必要性をうたい、伐採や集材などは高性能機械を使って効率的に作業をするなど、コストを引き下げることにより自給率を向上させることとし

ています。林業白書の指摘や国の施策との整合性についてどのように本県の林業指針と整合されるか具体的にお伺いを致します。
三点目、森林税は導入されて３年目で５年間の期限付きでありますが、改定される森林づくり指針への位置付けはどのようになるかお伺いを致します。
四点目、林業の振興は出口となる木材の利用を積極的に進めなければならないわけでありますが、県内の利用率向上のための施策について知事はどのように考えているかお伺いを致します。
現在国会に提出されている公共建築物に利用を進める法律案を早く成立させて体制整備をするための制度設計を急ぐべきだと私は思っているところであります。
五点目、林業が低迷した結果、所有者が不明であったり不在村所有者が増加し境界がわからなくなり、その結果管理が出来なくなり、山が崩れたりしているところも至る所にあります。環境保全や土砂災害防止など、森林の公益的な機能の重要性を再認識する上からも、知事の公約にあります特区制度を活用し、森林所有の明確化を図り、不在村者の所有や、所有者の不明による事が要因となって森林整備が出来なくなっている状況を解決する道を研究していく必要があると思うが、どのように考えているか伺います。
六点目、間伐材利用を高めることは重要であり、現在は切り捨て間伐がほとんどでありますが、新たな利用法など、県としての支援も含めて考えるべきでありますが、どのように考えておられるか
以上六点知事、林務部長にお伺いを致します。

■森林・林業政策

森林・林業政策について
①　前倒しで改定する森林づくり指針の目指す理念や具体的整備の考え方、産業としての林業のあり方について、どのように指針に規定しようとしているのかお伺い致します。
②　国は木材自給率を 10 年後には 50%以上に引き上げることとするため、作業コストを引き下げ、自給率向上につなげることとしています。林業白書の指摘や国の施策は、新しく策定する県森林づくり指針とどう整合されるのか具体的に知事にお伺いします。
③　県森林づくり指針に５年間の期限付きとなっている森林税の位置付けは、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間の指針にどのような役割を果たし、継続した制度としていくのか。知事にお伺い致します。
④　県内の木材利用率向上について具体的に伺いたい。(部長)
⑤　所有者の不明や不在村所有者が増加している。森林の持つ公益的な機能の重要性を再認識する上からも、知事の公約である特区制度を活用し、森林整備ができなくなっている現状を解決するための道を研究していく必要かあると思うがどのように考えているか知事

にお伺い致します。
⑥　間伐材の新たな利用法を研究し、実用化に結びつけるための積極的な県の支援などについての考え方を知事にお伺い致します。

■遊休農地

遊休農地の解消面積は、食と農業農村振興計画策定時には市町村からの積み上げの合計面積で、県が支援し上積みした面積は０であります。
本年度から山林に地目を移す面積が約 4.000ha、これを差し引くと１万 ha が未だ解消計画が立てられていない。2010 年センサスが確定すれば、更に増える。H24 年度から１万 ha 以上の面積をどのように解消するか、国の約２倍ある遊休農地解消は県のテコ入れは必要と思うか

■教育について

次に教育について何点かお伺いします。
まず、知事がマスコミなどに対して「教育再生」のために、教育委員会の権限は維持しつつ、知事部局に子どもや教育政策の専門部署を設ける考えを示している点につきまして、権限と責任はどのようになるか、まず知事に伺います。
また、専門部署を設ける手法としては､知事部局で現在所管している少子化対策や保育など子どもに関する業務を集約して専門部署で所管する方法か、それとも教育委員会との調整を行う担当の設置か、それとも現在教育委員会で行っている業務の一部を知事部局で行うことなどが考えられるかと思いますが、どのような手法を、どのような考えに基づいて行おうとしているのか伺います。
また、その際に、政策促進担当を置くような手法については、かつて田中県政時代に政策担当を置き、県組織の大変な混乱を招く一因になったのではないかと考えております。また、県職員の間にも大変なアレルギーがあるように聞いておりますが、そうした手法についての知事の考えも合わせてお尋ねを致します。
次に、高校再編についてお伺いします。
高校再編については、総論としては、少子化の著しい進行により避けては通れない道だとは思いますが､個別具体論になると地元や同窓会の考えなどなかなか難しい問題をはらんでいるかと思います。
そうした中、田中県政時代には地域の声を聞かない強引な手法により再編を実施しようとしたために、県下に大きな混乱を巻き起こしてしまいました。

一方、現在の高校再編の進め方は、地域の声にも十分に耳を傾けながら慎重に実施してきているように思います。知事は高校再編の必要性と現在進めてきている再編の方向性について、どのように考えておられるのか伺います。
また、再編に伴い一時的には大きな財政負担が生じることも想定されますが、どのように対応していくつもりでしょうか。合わせてお聞きします。
次に、発達障害児への対応についてお伺いします。
知事は基本政策集『信州底力全開宣言』の中で「最近増加している発達障害児にきめ細やかなサポートを行います。」とし、積極的に対応していくことを発信しています。
発達障害児への対応としては、様々な二次的な障害を生まないためにも、幼児期におけるできるだけ早期の対応が必要不可欠であると考えます。
また、何と言っても市町村の役割が重要であると考えます。
知事はこの発達障害児の幼児期におけるきめ細かなサポートについて、市町村と協力して、県として、どのような施策を考え、実施されようとしているのか、お伺いします。
次に、信濃グランセローズなどのプロスポーツチームと地域振興についてお伺いします。
知事は先日、ＢＣリーグの信濃グランセローズの後援会顧問に就任されたとお聞きしております。この信濃グランセローズのほかにも、サッカーの松本山雅、ＡＣ長野パルセイロ、また、バスケットボールのｂｊリーグへの新規参入も決まっております。
こうした地域のプロスポーツチームの中には、Ｊリーグの川崎フロンターレのように地域に密着し、住民に地元への愛着心を持たせ、様々な面から地域振興にも大きく貢献している例もあります。このように地域振興や観光資源としての面から捉えていくことも重要でないかと考えます。
知事はこうした信濃グランセローズなどのプロスポーツチームを地域振興や観光のための資源としてどのように捉え、県としてどのように関わっていこうと考えているのか、お伺いします。またスポーツ振興に関して、県立武道館の早期建設についてどのように対応されるか、知事のご見解を伺います。
最後に、知事は教育行政に責任を持つ事を宣言していますが、教育委員会との関係など、責任を持つとはどのような事に責任を持たれるのか具体的にそのご見解を賜りたいと思います。

■安心安全危機管理体制

次に安心安全な地域づくりと危機管理体制についてお伺いを致します。
おおむね 5 年から 10 年に一回発生する豪雨に対応出来る県管理河川の整備率が中部６県(愛知・岐阜・三重・長野・福井・滋賀)を対象に公表され、６県のうち、最高が滋賀の 55.5%で、最低が長野県の 37.9%です。本県では木曽川が河川整備率が最低の 20%でもあります。

また県内で災害時に孤立する恐れのある集落は、2009 年 3 月末現在で 1.276 ヶ所で、全国で最も多く、県内全集落の 30%に当たることが明らかとなっています。
更に、平成 22 年 8 月 11 日付で国土交通省河川部・独立行政法人土木研究所の連名で深層崩壊について発表されました。
これによると、本県の深層崩壊推定度区分が特に高いとされた割合が 48%で全国最多の割合であることが公表されました。
これらのことは本県において、土砂災害が発生する可能性が高く、今後砂防・地滑り対策・がけ崩れ対策等への取り組みが急務であることを意味しています。今後予想される本県の災害のうち大規模地震や、集中豪雨等に起因する河川の土石流の発生も十分予想されます。
このように自然災害の発生危険度が高い地域に居住している県民の安心安全対策は早急に・計画的に進めなければなりません。
全国的にみても危険ヶ所が多く整備率も低い事から、積極的に解消に努めるべきと思うわけでありますが、知事の公約にはありませんが、この点について知事の見解を伺います。
また、災害時に避難などで支援が必要となる幼児や高齢者・障害者施設等のうち、地滑りやがけ崩れなど、土砂災害に巻き込まれる危険性がある施設数について、国土交通省の全国調査で発表されていますが、長野県は 485 施設に危険があり、全国で 8 番目に多いとのことであります。今後長野県としてどのように対応されるか、知事にお伺いを致します。
また、ゲリラ豪雨等局地的災害の情報収集体制や機材の整備・孤立集落に対する非常食、医薬品の備蓄状況についてもお尋ねを致します。
田中知事の時に配布された、孤立対象地域の非常食等の状況はどのように把握されているか合わせてお伺いを致します。

■過疎中山間地の振興

過疎中山間地の振興について伺います。
県下の過疎地域面積は、県土の 48.8%、人口は 9.2%に当たり、広い面積を少ない人口で集落を形成し、自然や水・環境・文化など多面的機能を発揮している地域を今まで守って来たわけであります。
しかし人口の減少や高齢化により、遊休農地も増え、集落を守って行く限界に達している地域もあります。
しかし一方で、何とか集落を守りたいとの思いから、全員が団結して中山間地直接支払い事業導入による集落協定を締結し、更に農地・水・環境保全向上対策事業は、非農家も含め、集落全員が加入し、自然や環境を守るために一生懸命やっている集落にも何カ所か出会いました。
過疎中山間地には、素晴らしい資源や伝統文化もあり、ここを離れたくないなどの人々が

多くおられ、これらの資源を活用することによって集落もまた蘇る可能性のあるところも何カ所かありました。
ある地域では、都会から若い人が入って来て、地域おこしに懸命に地元の人々と頑張っている集落もありました。
これらの状況については、県議会過疎・中山間地域振興条例(仮称)制定調査会で、平成 20 年から本年に至るまでその現状を調査して来た結果報告書の内容であります。
今ここで国の改正過疎法とともに県の支援を拡充することは、過疎中山間地で頑張ってやっているリーダーを始めとする人々に、集落の結束と勇気を与えて、地域ぐるみの再生の一つの方向が出せるきっかけになると思うわけであります。
元気づくり支援金は、これまでも地域づくりの大きな力として、集落の結束に寄与して来たわけであります。元気づくり支援金の現行 10 億円を確保していただくと共に、今後の過疎地域振興の方針について知事の見解を伺いたいと思います。
また県は 7 月に、国の改正過疎法に基づき過疎地域 37 市町村を対象とした「県過疎地域自立促進方針」を公表致しました。
この方針は、平成 27 年度までの 6 年間となっているもので、施策の展開では生活環境の整備・交通通信体系の整備・医療の確保・教育の振興など、基本的方向を示していますが、国・県ともに深刻な財政状況の中で具体的にどのように進めるか、集落の人々がいかにして立ち上がり始めるかがポイントとなるわけであります。
県過疎地域自立促進方針に対する今後の進め方・支援の基本について知事に伺います。

■FDA 就航松本空港の活性化

次にＦＤＡ就航と、松本空港の活性化についてお伺いを致します。
村井前知事の熱い思いや、長年の信頼関係がＦＤＡの就航に繋がったものと思うわけでありますが、阿部知事はＦＤＡ鈴木社長との懇談は来月 7 日にするようでありますが、県との信頼関係や今後の就航計画・松本空港の活性化などについてどのように話し合われるか、知事が松本空港にかける想いも含めてお伺いを致します。
次に新しいダイヤ編成による福岡からの観光客の受け入れ・静岡空港への対応、更に静岡から鹿児島など、新たな便に対する観光客誘致の体制は、どのように考えているか、またＦＤＡは 10 月末には 5 機体制となり、チャーター便についても出来るだけ対応したいとの考えを聞いているわけでありますが、県からの積極的なアプローチは観光会社など、どのようにされているか、国内・国際チャーター便について今後の計画などについてもお伺いを致します。
空港の利用率向上対策は、ただ単なるダイヤ改正による運航だけでなく、遊覧飛行やパイロット資格取得飛行など、多角的な考え方も必要であります。松本空港の利用率向上対策

について知事に伺います。
国際チャーター便の受け入れは、松本空港に税関や検疫の職員が常駐していないといった現状がありますが、今後国際チャーター便を誘致するに当たり、出入国管理の体制づくりについてどのように考えているか知事に伺います。
また、空港利用時間延長についてどのように考えるか知事に伺います。

■地球温暖化対策

次に地球温暖化対策についてお伺いを致します。
地球温暖化対策として、国は 2020 年までに 1990 年比で二酸化炭素の排出量を 25%削減する目標を打ち出していますが、県中期総合計画で平成 21 年度までの実績値を基に評価した結果、県内の温室効果ガスの排出量は、基準年の平成２年に対して平成 24 年度までに約６％削減するとの目標に対し、実績では逆の 18.6%増となっているもので、温暖化対策は大幅に遅れているとの評価であります。
東京都では、条例で規制し、2010 年度から 5 年間にビルなどは８％、工場は６％の削減を義務付け、2015 年から 5 年間は 17%の削減を義務付ける見通しとなっているもので、削減出来ない場合は、違反事実の公表や、最大 50 万円の罰金を科すこととし、排出量取引により他の企業と排出枠を売買することも認めるなど、CO2 の削減義務化を条例で規定され進めています。
知事はマニフェストで、長野県地球温暖化対策の条例を見直すと言っておりますが、どのように見直されるか、基本的考え方と方策について、東京都のように条例で規制を行うのかも含めてお伺いを致します。
また中期総合計画で、県内の温室効果ガスの排出量の削減目標はむずかしい、遅れているとの評価に対して今後どのようにされるか、環境部長にお伺いを致します。
国では温室効果ガス 2020 年までに 25%削減する行程表の試案が発表されていますが、産業界の一部では厳しい地球温暖化対策は経済に悪影響が出るとされていますが、試案では温暖化対策の投資促進で国内総生産(ＧＤＰ)や、雇用が増えるとの試算も提示され、温暖化対策は負担のみに着目するのではなく、成長の柱として考える事が重要で、市場や雇用の創出・エネルギーの安全保障の確保などをもたらすとしていますが、本県の行程表など、目指す具体的削減目標について環境部長にお伺いを致します。

■補正予算

次に、今回９月定例会に提案されています補正予算関連について伺います。

平成 19 年度の県包括外部監査において、県が管理している道路資産の価値が年々低下しているとの指摘がありました。
これは、田中県政時代必要な道路補修など、メンテナンスをしてこなかったために、資産価値が下がってしまったわけであります。
村井県政になり、一定の道路補修基準を定めて、道路舗装の修復や、側溝整備などを進めてまいりましたが、特に臨時議会２回を含めた緊急経済対策の補正予算により、重点的に県民の安心安全確保のために、道路補修や歩道の設置・バリアフリー化など、公共事業を重点的に進めてまいりました。
また、今回の補正予算において道路・河川の維持修繕工事を中心に、県単独事業を前倒しして補助公共事業も含め、56 億 5.000 万円余が予算化されていますが、今回の補正予算までの道路補修で、田中知事時代からの道路資産価値はどの位向上されているか、また、一定基準を維持していくためには、毎年道路の維持修繕費はどの位必要となるか、建設部長にお伺いし、知事には今後の県管理道路の恒常的補修事業費の予算化に対する考え方と、公共事業全体についての基本的考え方をお伺い致します。
次に、緊急雇用創出基金を活用し、新たに 1.299 人の雇用を創出するための予算 10 億 800 万円が予算化されていますが、補正総額は 127 億 4.000 万円で、これらの予算全額では何人の雇用が創出され、経済効果はどの位となるか、知事にお伺いを致します。
次に、今回の補正予算に計上されなかった有害鳥獣対策について、本年は異常で里山だけでなく市街地まで出没し、死亡事故や重傷事故など多発している一方で、農作物の被害もまた例年以上となっています。市町村から有害鳥獣対策の補助金として国へ要望していた 3 億円余は、事業仕分けにより 4 分の 1 の 7.600 万円余となり、事業を中止するなどの集落もあり、大変困っている実情をどのように理解しているか、来年度の予算では、来年の春からの対応は難しく、本年のうちに対策を打っておかないと間に合わないわけであります。補正に計上しなかった理由を伺いたい。以下、公共交通対策について、土地改良事業についても同様に伺いたい。
県の今後の考え方も含めて
また、来年度から始まる畑作戸別所得補償制度を進めていく上で、一つネックになることがあります。
それは、麦の作付け拡大による乾燥施設や大豆の刈取り機・選粒機などの効率的な土地利用型農業を経営していくための機械施設の充実であります。
ところが、本年度の強い農業づくり交付金は大幅に減額され、個人では設備が出来ない、機械設備が大幅におくれる状況にあります。
平成 23 年度の麦作は長野県の場合本年の 10 月中に播種をして翌年の 6 月に刈取り乾燥調整するもので、本年度中に施設整備が出来なければ、来年度の畑作戸別所得補償制度のメリットである麦作や大豆・ソバなどの作付けは出来ても収穫後の乾燥調整施設が整っていなければ、今年からの播種が出来ないわけであります。長野県の遊休農地対策、自給率向

上対策を進めていく上で、今後どのような対応をされるか、早急に施設整備をしないと間に合わないわけであります。国の補正対応か県単で行うかその対応について農政部長にお伺いし、知事は国へ対してどのように対応されるか見解を賜りたいと思います。

■新しい信州を築くための条例の制定

「新しい信州を築くための条例の制定」について伺います。
知事は基本政策集において、「自治体において最も大切なことは、議会の議決を経て条例という形で定められる」とし、政治の主な仕事は、予算の配分と社会のルールを決める事であり、今後の信州のあるべき社会ルールを県民と一緒に考え、作り上げることにより、共通認識に立つことが出来、協働で施策を推進していくために少なくとも４つの条例を制定し、新しい信州を築いて行きたいと言っておられます。
そして４つの条例とは、中小企業振興条例、子どもの権利条例、障がいのある人もない人もともに安心して暮らせる条例、市民活動支援条例であります。
これらの条例が関わる分野は、産業振興、福祉、行政と市民の協働による地域づくりなど、まさに県民・関係者を巻き込んで政策を展開していかなければならない、いわゆる地道で息の長い取り組みが求められる分野であると思うわけであります。条例という手法のみで一朝一夕に成果が現れるとは考えにくいと私は思います。
長野県には、青少年健全育成のように、条例によらずに県民運動として取り組んでいる経過もあります。
また、その評価は別として、村井前知事は、条例については、何かを規制するような場合には有効であるが、理念だけを掲げる条例は推奨しないという明確な考え方であったと聞いています。
そこで、阿部知事は条例という政策手法を県づくりにどのように活かそうとしているのか、そのねらいと条例に寄せる思いを伺いたいと思います。
また、これらの条例の目指すところと効果、具体的取り組みについてもお伺いを致します。
また現在設置されている条例について今日的視点、県民の立場に立って定期的に見直すルールをつくるとしていますが、その考え方についても合わせてお伺いを致します。
田中知事の時代に条例で定められている審議会がありながら、審議内容はほぼ同じである別の審議会を設置し、その委員に自分の考えに近い委員を委嘱し、その審議会の答申によって新たな事業を進めて来た経過は知事もご存じのことと思いますが、議会議決を必要とする条例に基づいて設置した審議会委員の選任は、県民の総意を代表とする様々な立場から選出されるべきもので、知事の意図的私見の入った委員の選出であってはならないと思いますが、知事が条例を制定するに当たり見解を賜りたいと思います。

■終わりに

以上で質問を終わりますが、知事には県民にわかりやすい責任ある県政運営を心がけ、県民の生活の安定と経済再生のために、積極的に取り組んでいただきます様要望し、一切の質問を終わります。